番号	該当箇所	意見概要	回答
1		14歳で両上下肢麻痺(全介助・寝たきり・発達障害)の女子を持つ親として意見を述べさせて頂きます。もどかしさ、歯痒さを感じるのが意思疎通の難しい患者に対し、その家族から多くの情報を得ようとしない医療職者の方々です。医療現場が人手的に厳しいのは十二分に理解しているつもりですが、それでもより多くの情報を介助者・付添者から聞き出す努力をして欲しいと思います。より多くの情報を伝えられない本人に代わって介助者・付添者から聞き出す努力(話せる雰囲気)を示して欲しいと思います。障害児を持つ家族だから特別視して欲しいわけではありません。伝えようとしても伝えられない家族の気持ちを今まで以上に理解して欲しいだけです。本法がこのような現状を好転させられる一つの契機になってくれればと思います。	いただいた御意見を参考とさせていただきます。
3		表記上「…が望ましい」のような曖昧な表現ではなく、事業者には努力義務があることの意識を強くするために「が必要」という表現にすべきである。	を追記いたします。 『なお、本要領中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、 障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。』
		施行後も継続的に様々な事例を蓄積し施行3年後には必ず障害当事者を交えた議論を行い問 題点の改善をすべきである。	具体的な更新の頻度等は明記していないものの、施行後の運用 状況を鑑み、必要に応じて更新を行ってまいります。
13		障害者権利条約第4条などにより、対応要領は一度策定されたあとも随時見直し改善を図ること。	
9	第2条 (不当な差別的 取扱いの禁止)	第2条に、厚労省の対応指針にあるような以下の文章を追加する。「正当な理由の判断の視点不当な差別的取扱いであるのかどうかの判断には、その取扱いを行う正当な理由の有無が重要となります。正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。正当な理由に相当するか否かについて、事業者は、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止など)の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であり、事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望まれます。なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「正当な理由」を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるといった理由によりサービスを提供しないといったことは適切ではありません。(理由)これまで障害者は「危険だから」「安全のため」という漠然とした理由で断られることが多々あった。この記述により、それだけでは断れなくなるので対話ができる。逆にこの記述がないと差別推進法にもなりかねない重要な文言である。	御意見を踏まえ、別紙第2を次のとおり修正します。 『正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせず に正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことな く、個別の事案ごとに』

番号	該当箇所	意見概要	回答
		(意見)手帳の有無に限定しないこと。および女性である障害者や障害児は複合的な差別を受けやすいことを考慮する。」の一文を追記する。 (理由)社会モデルの観点に立つという事の具体的な記述として、手帳に関する記述が必要。また性差別と障害者差別を受ける立場にある女性障害者は、その一方から見るだけでは解決されない問題がある。また障害児は成人の障害者とは異なった配慮が必要である。複合的な視野てみることが必要であることを明記しないと見過ごされがちである。	法に規定が置かれており、基本方針においてもこれにのっとり記述していることから、対応要領においても同様の記述としています。いただいた御意見については参考とさせていただきます。
5及 び7	(監督者の責	意見⇒「障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保」及び「コミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を設置すること」を明記すること。 理由⇒障害者のために様々なコミュニケーション手段を用意するとともに聴覚障害者による合理的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮では、手話通訳者、要約筆記者等の支援が必要なため。	No. 10~17 の回答のとおり対応させていただきます。
	(監督者の責	第4条第1項を以下のとおりとすること。 職員のうち、・・・次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。 (意見1の理由)行政機関において本法の趣旨を実質的に実現する観点から、監督者の責務を 明確にする必要があるから。	御指摘通り修正させていただきます。
4		意見:障害者及びその家族等の相談に的確に対応するためには、相談窓口は障害の特性についての理解及び客観性の確保が重要となります。しかし、そのあたりが、まったく触れられていません。これでは的確な対応ができないのではないかと、大変、危惧と不安感を感じます。 第6条の第1項に下記の文章を加えてください。 「なお、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等への的確な対応を推進するため、障害当事者団体等からの委員で構成する第三者委員会の設置及び障害の特性に関する専門知識を有する担当者を配置する等、相談窓口の充実を図るものとする。」	
		第6の第1項二の口を下記の文章表現に変えて下さい、 「ロ 総括責任者は、イに掲げるものに加え、必要に応じて障害者である職員等、相談員を指名 することができる。」	
5		(意見)下記の文言を追加 相談窓口には障害当事者を含む外部有識者を入れ、更に障害者からの理解が得られない案件 に関し、障害当事者団体に意見を求め相談する等、建設的な解決に努める (理由)障害者と担当者の間で解決が難しい案件は、相談窓口を中心に解決に当たれるよう明文 化が必要	

番号	該当箇所	意見概要	回答
7		意見⇒「相談窓口には障害当事者を含む外部有識者を入れ、更に障害者からの理解が得られない案件に関し、障害当事者団体に意見を求め相談する等、建設的な解決に努める。」の文言を入れること。 P2 相談体制の整備 第6条 理由⇒障害者と担当者の間では解決が難しい案件は、相談窓口を中心に解決に当たれるよう明文化が必要なため。	
10		(意見)相談窓口について「相談員は複合的な困難について理解している女性の相談員を必ず置くこと」の一文を追記すること。 (理由) 女性であり、障害者である女性障害者の複合差別は、容易に理解されにくく、相談窓口で更に差別を受けることがある。また女性特有の相談もあるため、男性には話しにくいこともある。 そのため知識を持った相談員が対応できることが必要である。	
12	第6条 (相談体制の整 備)	意見:障害者及びその家族等の相談に的確に対応するためには、相談窓口は障害の特性についての理解及び客観性の確保が重要となります。それを単純に、総務課庶務・会計担当課長補佐及び庶務係長を相談員し、その他は必要に応じて指名することができるとするというのは、大変乱暴なのではないでしょうか。相談担当となる者が障害の特性についての理解や知識があるのでしょうか?これでは、的確な対応ができないのではないかと、危惧と不安感を感じます。 第6条「公害等調整委員会は、その職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、相談窓口を次の通り置く。」の後に下記の文章を加えてください。「なお、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等への的確な対応を推進するため、相談窓口は障害の特性に関する専門知識を有する担当者を配置する等、充実を図るものとする。」第6条の第二項の口を下記の文章表現に変えて下さい。「総括責任者は、イに掲げるものに加え、障害者である職員や障害の特性に関する専門知識を有する等を指名することができる。	
13		【意見の内容】全項の相談窓口は積極的に充実を図るよう努めるものとする。を追加する 【意見の理由】「障害者のあらゆる人権及び基本的人権を完全に確保し、及び促進することを約束すること。」と記載された障害者権利条約第4条第一項に照らし、追加するべきである。障害者差別をなくす(解消する)のための相談窓口は行政機関は民間の手本となるように積極的に充実を図ることが必要である。	

番号	該当箇所	意見概要	回答
15		第6条に第2項以下を以下のとおり加筆すること。 2 ・・・個人情報の保護等に配慮しつつ、関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。 3 ・・・必要に応じ、相談体制の充実を図るものとする。 4 相談等を行おうとする者は、手紙、電話、FAX、メールなど任意の方法を用いて相談窓口に相談を行うことができることとする。 5 相談窓口について障害者及び関係者にわかりやすい形で周知されなければならない。(意見2の理由) 2 相談事例の蓄積は以後の対応に大きく寄与することから、関係者間での情報共有及び以後の相談への活用についても明記することが適切であるから。 3 相談体制の充実を重視する観点から。 4 相談の実効性を担保するために、障害特性に応じた多様な手段の確保は不可欠であることから。 5 相談窓口の一覧が対応要領に記載されただけではどこに相談すればよいのかわかりにくいことから、相談の実効性を高める観点から周知についての規定を加えるべきである。	
3		職員等関係者に対する障害特性理解のための障害別の研修会等を必ず実施することを要望する。研修会開催計画については内容や回数を明文化することに加えて実施の際は障害当事者を交えた研修会として開催する必要性がある。また使用するマニュアルは障害者団体や当事者の監修のもと当事者が納得できるものにすることを望む。例えば、視覚障害者については移動支援を必ず盛り込むなど当事者の必然性が反映されたものであることが必須である。	加え、第4条に掲げる監督者の責務が果たせるよう、相談に対
10		(意見)「職員への研修・啓発において、障害者団体とも連携して行う。その際、男性障害者の意見のみでなく、女性障害者からの意見も聞き取る。研修講師として当事者を招く場合はジェンダーバランスに考慮し、複合差別の知識を持った女性当事者を必ず入れる」という一文を追記する。(理由)権利条約の基本的な理念である「私たち抜きに私たちのことを決めないで」を実践するため、当事者の声を聴くことが必要。ただ障害者団体などは男性が長であることが多いので、その団体の代表者をだすとなると男性に偏りがちとなる。積極的改善をするために女性当事者をいれることを明文化すべきである。	

番号	該当箇所	意見概要	回答
13		【意見の内容】第7条に以下を追加挿入する。職員に対し、必要な研修・啓発を行うことについて障害者と当事者家族、介助者、支援者、障害者団体、障害に理解のある社会福祉士や弁護士などとの連携協力を十分にはかるべきである。 【意見の理由】①障害者は多種多様であり、種類も特性も程度もひとりひとり全く違う。また、いくつかの障害が重複する障害者もいる。7ページから8ページに記載されている合理的配慮の具体例の例示があまりにも少なすぎて、それぞれの障害者に当てはめることが全く不可能である。意思の表明は、障害者当事者とその家族介助者等も含まれることから、障害者当事者とその家族、障害者団体等と十分に連携協力し、当事者家族の同意を得たうえで、必要に応じ情報共有し、具体例を順次更新していきそれに基づいて研修・啓発を行うべきである。職員の研修・啓発に取り入れ、障害を知らないこと(障害があることにより、意思の表明等が健常者と全く異なる障害者もいる)による重大な差別的取扱い、重大な人権侵害を絶対に起こさないようにするべきである。②障害者権利条約第4条第3項に法令及び政策の作成及び実施において~障害者を代表とする団体を通じ、障害者と緊密に協議し、および障害者を積極的に関与させる。と記載されていることから。	
2		1. 正当な理由の判断の視点 意見: 厚労省福祉事業者向けガイドライン、経産省の対応指針案に下記の文章が書かれています。これは非常に大事な視点なので、貴省にも書き加えてください。 『なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「正当な理由」を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるといった理由によりサービスを提供しないといったことは適切ではありません。』	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 『正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせず に正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことな く、個別の事案ごとに』
14	別紙 第2	【意見の内容】以下の文章を「正当な理由の判断の視点」に加筆すべきである。 「なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第3者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「正当な理由」を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧があり、危険が想定されるといった理由によりサービスを提供しないといったことは適切ではありません。」 【意見の理由】障害者差別解消法は差別を解消(なくす)する目的で制定された。よって正当な理由を拡大解釈して法律の趣旨を過小評価するものではない。	
15		(意見3)別紙 第2 4行目以降を以下のとおりとすること。 ・・正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益・・・障害者にその理由を説明するものとし、・・・ (意見3の理由)正当な理由が拡大解釈されることで結果として障害を理由とする差別が解消されない事態が考えられることから。また、正当な理由があると判断した場合の障害者への説明は義務化するべきであることから。	

番号	該当箇所	意見概要	回答
	別紙 第2及び 第5	(意見)下記の文言を追加 理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること (理由)職員が障害者に説明しても解決が困難な場合の手立てに関する文言が必要	御意見の趣旨のとおり、職員が障害者に対して、判断の理由を 説明し、理解を得ることが重要であるため、現状の本文のとおり 「理解を得るよう努めることが望ましい」との記載となっておりま す。なお、「望ましい」という記載については、No.2で回答しており ます。
8	別紙 第4	「合理的配慮は、公害等調整委員会の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる 範囲で本来の業務に付随するものに限られること」とされているが、本来的業務の範囲を厳格に 解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定すべきではない。	合理的配慮は、本文に記載されているとおり、当委員会の事務 又は事業の目的・内容から逸脱した行為にまで、配慮することは 困難ではありますが、御意見の趣旨を考慮して、「必要とされる 範囲」を極端に限定して判断することのないよう努めてまいりま す。
15		(意見4の理由)法の趣旨を広く社会に定着させるため、率先垂範の観点から。	いただいた御意見を参考とさせていただきます。なお、「望ましい」という記載については、No.2で回答しております。
2		正当化)はあくまでも例外的なものであり、国や独立行政法人などの省庁機関は民間の手本となるよう、それらについてはできるだけ慎重に判断すべきである。そのため、下記の文章を書き加えてください。 『「過重な負担」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「過重な負担」を根拠に、合理的配慮の提供をもとめる法の趣旨が形骸化されるべきではありません。』	
14	_	【意見の内容】過重な負担についても、正当な理由と同じように拡大解釈されてしまう恐れがある。過重な負担を判断することは、あくまでも行政側に委ねられており、無限に拡大解釈されてしまうおそれがある。障害者の特性、程度、種類等はさまざまであり、それぞれの障害者が不当な差別的取扱いをされないこと、合理的配慮をすることが子の法の趣旨である。差別を禁止する法の趣旨を鑑み正当な理由については上記の文言を追加し極めて限定的にすべきであり、正当な理由と同様に過重な負担が、軽々しく認められるべきではない。 【意見の理由】障害に理解のある職員とそうでない職員によっては、対応に差異が生じる。過重な負担の範囲が極めてあいまいである。障害者権利条約全文に記載された基本的人権基本的自由の完全かつ平等な享有を確保するために過重な負担及び正当な理由については、障害当事者が権利利益を侵害されることのないように、慎重に判断すべきである。	
15		別紙 第5を以下とすること。 過重な負担について、具体的な検討をせずにこれを拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の・・・その理由を説明するものとし、・・ (意見5の理由)過重な負担を拡大解釈することで法の趣旨が形骸化することのないよう、銘記する必要があるから。また、過重な負担に当たると判断した場合には、判断した側はその理由等について障害者に説明することを義務化することが適切であることから。	

番号	該当箇所	意見概要	回答
4、 5、 7及 び12			いただいた御意見の趣旨を踏まえ、第6末尾に以下を追加します。「〇災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。」
4、 5、 7及 び12		意見: (合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)に、下記を加えて下さい。 「具体例:会議の進行にあたり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚障害者、聴覚障害 者等、障害者に対し、その特性に応じ、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなど配慮を行う。」	御指摘通り追加させていただきます。
4及 び12		に、スクリーン等に近い席を確保する。"の箇所について、下記の表現に変えて下さい。 「○ スクリーンや板書、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーンや手話通訳者等に近い席を確保する。」	障害者が必要とする配慮には、「スクリーンや板書」のみならず、 「手話通訳者」等も含まれると考えるため、御指摘のとおり修正 させていただきます。
5及 び7		(意見)下記の文言を訂正 知的障害者から申し出があった際に、→障害者から申し出があった際に、 (理由)ゆっくり、丁寧な説明、なじみのない外来語はさける、といった配慮は知的障害者だけでな く、他の障害者等からも申し出があることが考えられるため	御指摘のとおり「ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明」し、「なじみのない外来語は避ける」等の配慮は、知的障害者に限らず、他の障害者から申出があることも考えられるため、当該箇所の「知的障害者」を「障害者」に修正させていただきます。
7		●意見⇒「問合せ等に際し、電話・FAX番号やメールアドレスを明記したり、インターネット画面への入力など、対応できるようにする。 P7 (別紙)第6 合理的配慮の具体例(意思疎通) 理由⇒聴覚障害者は電話ができない為、電話に代わる連絡手段を、具体例として示すべきと考えるため。	第6条について、No. 10~17の回答のとおり対応させていただきます。
8		意思の表明について、「現に社会的障壁の除去を必要としている旨の障害者からの意思の表明は、具体的場面において、言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)とされているが、(通訳を介するもの)を(言語通訳・手話通訳・要約筆記者・盲ろう通訳等を介するもの)とすべきである。物理的環境への配慮として、「電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、音声ガイドの設置」を加えるべきである。	

番号	該当箇所	意見概要	回答
		意思疎通の配慮の具体例に「要約筆記」を明記すべきである。	
14			本対応要領にすべての具体例を記載することは困難であり、本 文にも「これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する」旨を記載しています。
		障害者の特性理解を強化促進するため具体例や事例集はより一層内容を充実する必要がある。具体例や事例は常に変化するため追加・更新しやすくするため「別紙」とすべきである。その他、障害当事者間の情報共有のためWEBサイトの有効活用を促進し事例の即時掲載や障害当事者等から例示を収集する仕組みを設けることなどを要望する。	いただいた御意見を参考とさせていただきます。
		対応要領・対応指針等はじめとして今後提供されるすべての情報について視覚障害者のための情報補償に配慮し、点字(墨字ページ参照付)、音声、拡大文字、電子データ(テキスト、WEB)を必ず提供すべきである。	御意見の趣旨を踏まえ、可能な範囲で公害等調整委員会ホームページ等で対応してまいります。
3	その他	WEBサイトによる情報提供はウェブアクセシビリティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3:2010」 に準拠することを要望する。	公共機関の情報アクセシビリティを確保するよう、総務省を筆頭に取り組まれているところであり、当委員会においてもホームページ等がこれらの取組の趣旨に沿ったものとなるよう取り組んでおります。 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/b_free02.html
		各省庁において実施された今回の障害当事者団体からのヒアリングは、回数・時間・内容のいずれにおいて極めて不十分で当事者の声を確認出来たとは到底考えられず当初の目的を達していない。施行に向けた各省庁の取組においては、障害者団体の声を十分に反映できる体制・方法に改善されることを強く要望する。	